

保存樹・記念樹小委員会設置について

- 第 7 条 推進会議に、特別な事項を調査するため小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会の委員は、第 3 条に規定する委員のうちから、会長が指名する。
 - 3 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。
 - 4 委員長及び副委員長は、小委員会の委員の互選により選出し、小委員会の運営については、前条の規定を準用する。

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____